

(3-1-(2) 1 持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち特定水産物供給平準化事業)  
別記様式第1号

令和〇〇年度調整保管（特定水産物供給平準化事業）要望書

番 号  
令和 年 月 日

事業実施者 殿

住 所  
名称及び代表者氏名

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3-1-(2)の1の(2)のウの(ア)の規定に基づき、下記のとおり調整保管を要望する。

記

1 水産物について

(1) 魚種名

(2) 調整保管数量

(3) その他（保管形態、品質、サイズ等）

2 販売について

(1) 販売希望月及び希望月別数量

(2) その他

(記載上の注意)

1. 調整保管要望書とは

(1) 以下に記載した事業実施者が実施する特定水産物供給平準化事業（水揚げ量の季節変動等の影響を受ける水産物を買取・保管し、水産加工業者等の求める時期に提供）を活用し、水産物の提供を受けたい水産加工業者等の方々は、この要望書を事業実施者に提出してください。

(2) この要望書を参考に事業実施者は対象水産物を調達しますが、調達は今後の水揚げの動向等によるため、要望書に記載された調整保管数量、販売希望月等を確約するものではありません。

2. 事業実施者及び対象水産物は、水産庁長官より次表のとおり通知されています。

事業実施者	対象水産物等	
	対象水産物	助成対象経費等
全国漁業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 全国水産加工業協同組合連合会 日本遠洋旋網漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合 日本かつお・まぐろ漁業協同組合	さば、さんま、いわし、 あじ、かつお類、たら 類、ぶり類	・買取代金、保管料、入出庫 料及び加工料の金利（定 額） ・保管料・入出庫料・加工料 （1/2）
※ただし事業実施主体が必要と認 める場合には、水産庁長官の承認 を得て新たに事業実施者を追加 することができるものとする。	・乾のり	・買取代金、保管料、入出庫 料及び火入料の金利（定 額）
	・さけ	・買取代金、保管料、入出庫 料及び加工料の金利（定 額）
	※ただし、加工原料の需給 状況、水産物の消費の動向 その他の事業により必要 のある場合には、水産庁長 官は以下の基準を考慮の 上、新たに対象水産物を追 加することができるもの とする。	

3. 記載方法等については、事業実施者にお問い合わせ願います。

4. 当該要望書の提出を受け、事業実施者から追加の資料要求が行われる場合があります。